

議第 1 号議案

議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例案

上記条例案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 25 年 6 月 24 日提出

提出者	桐生市議会議員	佐	藤	光	好
賛成者	桐生市議会議員	福	島	賢	一
	同	山	之	内	肇
	同	小	滝	芳	江
	同	岡	部	純	朗

桐生市議会議長 相 沢 崇 文 様

議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例

議会の議員の議員報酬月額、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年桐生市条例第16号)第2条の規定にかかわらず、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間においては、同条に定める額から、それぞれの100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、同条例第6条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる報酬月額については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の廃止)
- 2 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例(平成17年桐生市条例第10号)は、廃止する。

議 案 説 明

議第1号議案 議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例案

被災地復興支援のため、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間、臨時特例的に、議員報酬の月額を100分の10減額するものです。